



ふぉーゆうだより



第18号

平成28年1月発行



日頃からお世話になっております。

今年度のふぉーゆうの事業などについてお知らせします。



今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

発達障害セミナーを開催しました

平成27年9月12日(土)に、とちぎ健康の森講堂において、発達障害セミナーを開催し、当事者の方やその御家族、教育関係者や施設関係者など298名の方の参加がありました。今回は、「発達障害を総合的に支援する」をテーマに、どんぐり発達クリニック院長の宮尾益知(みやお・ますとも)先生を講師にお招きし、御講演いただきました。先生は発達障害の方だけではなく、その御家族への支援に力を入れているほか、知的能力の高い発達障害の方への支援としてギフト教育にも尽力されています。



当日の講演では、発達障害は認知障害であり、その人の考え方、ものの見方がわかるとその人の行動が理解できるようになるといったお話がありました。その上で、主な発達障害の特性やその対応方法、診断基準の変化についてわかりやすく説明していただきました。その中で、AD/HDの方は、どの位の時間で何ができのかが分かりにくいいため、どの位余分にみればいいのかを教えることや、薬物療法が有効であるということ、自閉症スペクトラム障害の方は、毎日の行動パターンを同じにすることや、SOSの出し方を教えること、本人の利益になることを細かく目標設定をしていくことが有効であるといったお話がありました。また、目で見て覚える方、耳で聞いて覚える方、体で覚える方と学習の仕方は人それぞれですが、現在の日本の教育は言語・聴覚優位の学習法が主であるため、学習に支障が出てくる方がいるといったお話もありました。

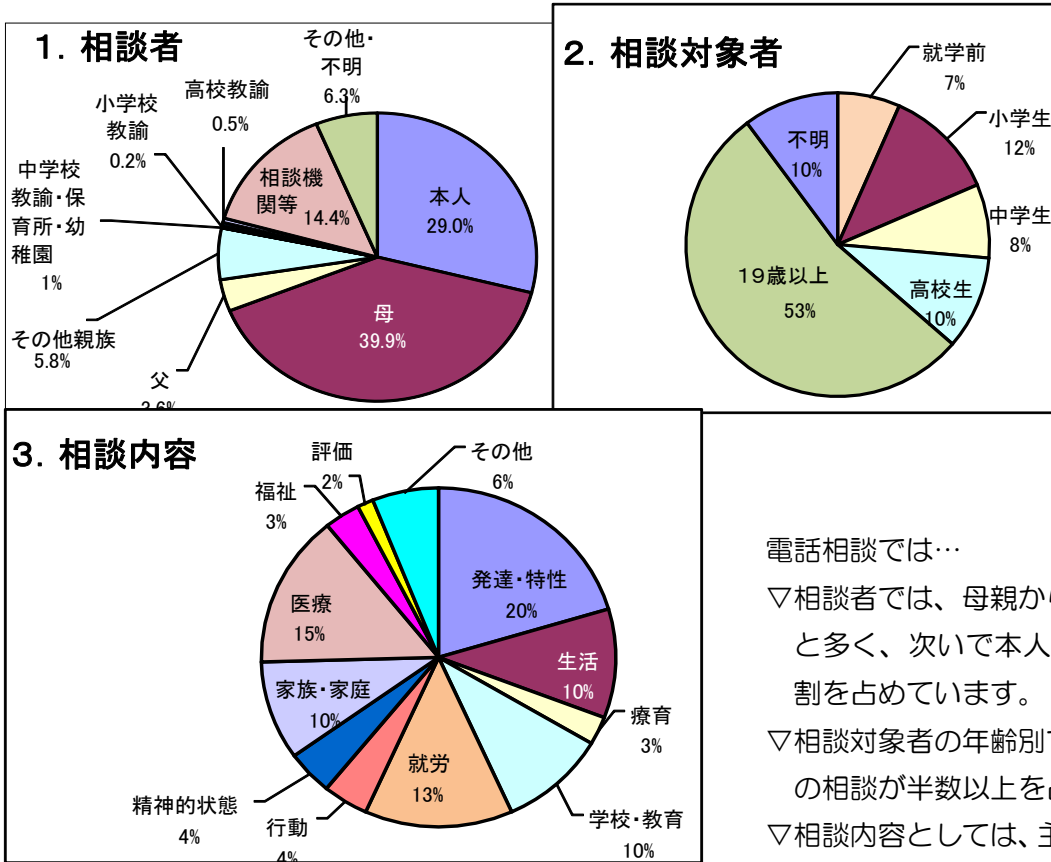
御家族への支援に関して、父親と母親のやりとりをいくつか紹介しながら、家族療法を導入していた経過についてもお話いただきました。家族であっても「相手の立場に立って考えること」、「コミュニケーションと思いやりが重要だということ」を講演の中で繰り返しお話しされていました。

参加者のアンケートからは、「実際に発達障害の方の状態がわかったり、支援のヒントを感じることができた。(医療関係)」、「両親を支えることの大切さ、難しさを改めて感じた。また、優秀な子をつぶさず一人一人の違いを楽しんで育てたいと思う。(教育関係)」、「具体的な事例が多く、わかりやすかった。(施設関係)」などの声がありました。

相談状況

平成26年度の相談状況をお知らせいたします。

◎電話相談統計（総数814件）



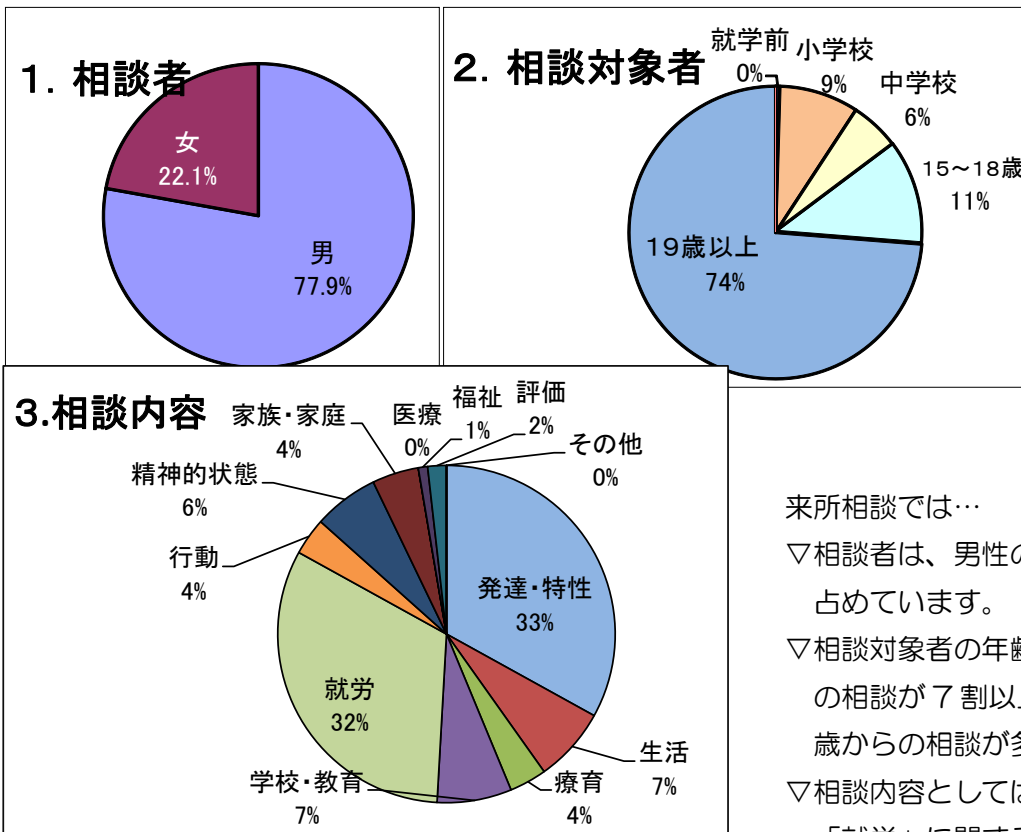
電話相談では…

▽相談者では、母親からの相談が4割と多く、次いで本人からの相談が3割を占めています。

▽相談対象者の年齢別では、19歳以上の相談が半数以上を占めています。

▽相談内容としては、主に「発達・特性」と、「医療」に関する相談が多いです。

◎来所相談統計（総数217件）



来所相談では…

▽相談者は、男性の相談が7割以上を占めています。

▽相談対象者の年齢別では、19歳以上の相談が7割以上、次いで15~18歳からの相談が多いです。

▽相談内容としては、「発達・特性」と「就労」に関する相談が多いです。

平成27年度 ふぉーゆう 事業

一部、御紹介します！

●発達障害処遇支援研修会

今年度は、県西・県東地区の就労継続支援B型事業所・生活介護事業所を対象として、6月27日（土）に処遇支援研修会を実施しました。ふぉーゆうスタッフによる『自閉症の理解と支援の基本』の講話のほか、県内の障害者支援事業所で実際に自閉症者への支援に取り組んでいる支援員の方を講師にお招きし、実際の支援の工夫についてお伺いしました。講話の後にグループワークを行い、各事業所での工夫や苦勞など活発な意見交換が行われていました。参加者からは、「実践的な話が聞けて実のある研修だった」、「他施設と情報共有ができてよかった」などの感想がありました。

●ペアレントトレーニング指導者研修会

地域においてペアレントトレーニングが実施できるよう、7月17日（金）、7月24日（金）の2日間に渡って指導者養成研修を行いました。ペアレントトレーニングの基本的理論に関する講義の後、ロールプレイやグループワークを用いた演習を行いました。参加者からは、「職場でも家庭でも、人間関係において反映できるトレーニングだと実感しました。（児童発達支援機関職員）」、「ロールプレイをすることで、実際に行う場合のイメージもつき、進め方のポイントも分かりやすく説明していただけて理解できました。（市町職員）」などの感想がありました。

●発達障害者支援センター連絡協議会

平成17年4月に開設し、相談開始してから10年が経過したことから、ふぉーゆうの課題や今後の方向性などについて検討するため実態調査を実施することとし、医療、福祉、教育などの専門の委員の皆様から御意見をお伺いしました。今後は実態調査の結果や連絡協議会の委員の皆様からの御意見を踏まえて、ふぉーゆうの方向性について検討していきます。（第1回平成27年7月30日開催）

※栃木県発達障害者支援センター連絡協議会は、発達障害者やその御家族がライフステージに応じた支援を受けられるよう、関係機関の連携の下で、総合的かつ効果的な支援体制の整備を図ることを目的に設置しています。

●青年期発達障害者グループ活動

ふぉーゆうに来所・相談された青年期の方を対象にしたグループ活動で、毎月1回（4月、8月を除く）実施しています。18歳から30歳ぐらいまでの10名ほどの方が参加しています。

今年度は、室内レクリエーション（カードゲームなど）、健康の森の散策やスポーツ活動、買い物ツアーやパン作り教室、クリーンパーク茂原の施設見学など様々な活動を行いました。

今後もグループ活動を通して、仲間づくりや対人関係・コミュニケーションスキルの向上を目指して、色々なメニューを考えていきたいと思えます。



●就労準備支援事業(高校・大学生等対象 職場見学・体験)

この事業は、就労に向けた準備として、発達障害のある高校・大学生等が夏休みを利用し、職場見学や職場体験実習を行うものです。平成27年8月18日、21日の2日間実施し、今回は障害のある方の就労支援を行っているNPO法人チャレンジド・コミュニティに御協力いただきました。

1日目の午前中は、宇都宮市内のサン・アビリティーズで清掃作業を体験しました。清掃マニュアルに添って、用具や洗剤を使い分けながら、トイレの清掃を効率よく進めていました。午後は、ハンガーの除菌作業を行いました。

2日目は、パンの販売体験や「就労に対する心構え」についての講義を受け、就労準備に必要なことを学びました。

参加者の方は、作業をやり通すことで達成感を味わったり、作業の様子を褒められ自信を持ったりと充実した体験が出来たようです。参加者の皆さん、2日間お疲れ様でした。また、事業所の方々、大変お世話になりました。



TOPICS

 **障害者差別解消法** が平成28年4月1日に施行されます。(平成25年6月26日公布)

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

具体的な取組としては、①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること、②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること、③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること、また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

障害を理由とする差別とは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

*栃木県で作成したパンフレット『障害者差別解消法について』が県のホームページに掲載されていますので、御参照ください。



栃木県発達障害者支援センター ふぉーゆう

〒321-8503 栃木県宇都宮市駒生3337-1 (とちぎリハビリテーションセンター内)

TEL 028-623-6111 FAX 028-623-7255

メール hattatsu@rhc.pref.tochigi.lg.jp